

## 7 植物検疫の着実な実施

りんご火傷病の植物検疫措置をSPS協定に整合させるべきとのWTO勧告を踏まえ、6月30日に検疫措置を改正しました。また、今後の植物検疫のあり方について検討をすすめ、報告書を取りまとめました。

- ・ 米国産りんごの火傷病の植物検疫措置について、WTO紛争解決機関からSPS協定に整合させるよう勧告を受け(12月10日)、6月30日までにWTO勧告を実施することで米国と合意(1月30日)。その後、新たな措置について日米間で合意が得られず、WTO勧告を踏まえ、我が国独自に検疫措置の改正を実施(6月30日)。
- ・ 「植物検疫に関する研究会」を6回にわたって開催し、輸入農産物の増大・多様化などの情勢の変化に適切に対応した、今後の植物検疫の方向について、報告書「今後の我が国の植物検疫の在り方に関する提言」として取りまとめ(5月21日)。

## 8 危機管理体制の整備

「食品安全危機管理対応チーム」(9月1日設置)において、食品の安全に関する緊急事態が発生した場合の対応に関する共通事項を定めた、「食品安全緊急時対応基本指針」を公表しました(2月17日)。

また、緊急事態などが発生したときの国の対処のあり方などを定めた「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」(食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省・環境省申合せ)を公表しました(4月15日)。

## 9 食品安全委員会との適切な関係の構築

食品のリスク評価を行う食品安全委員会に対し、順次、食品健康影響評価を依頼しました。また、「基本的事項」を閣議決定するとともに、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省などと定期的な連絡会議を開催し、情報交換をすすめました。

- ・ 食品安全委員会に対し、牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格改正や、鳥インフルエンザ不活化ワクチンをはじめとした計18件について、食品健康影響評価を依頼。
- ・ 食品健康影響評価依頼のうち、家畜に使用する抗菌性物質については、あらかじめ薬剤耐性菌に関する関係者などとの意見交換会を行い(11月10日)、その結果をもとにリスク評価の方針を策定し、食品安全委員会に提出(12月8日)。
- ・ 食品健康影響評価の実施、関係行政機関の相互の密接な連携などに関する「基本的事項」を定め、閣議決定(1月16日)。
- ・ 食品安全委員会とリスク管理機関(厚生労働省、農林水産省及び環境省)との連携・政策調整機能の強化について、「関係府省による申合せ(取極め)」を決定(2月18日)。

## Ⅱ 消費者の安心・信頼の確保

### 1 食品表示・JAS規格の適正化

#### ○ 表示・規格ルールの見直し

10月以降、「JAS制度のあり方検討会」を開催し、食の安全・安心に資する21世紀のJAS制度のあり方について検討をすすめ、中間取りまとめを行いました(6月29日)。

また、わかりやすい食品表示を実現するため、厚生労働省と共同で開催している「食品の表示に関する共同会議」において、食品の表示ルール全般について検討しました。

##### ・ 期限表示の用語・定義の統一(7月31日)

同一の意味でありながら2つの用語が規定されていた、比較的品质が長く保持される食品に記載される期限表示(「賞味期限」(JAS法)と「品質保持期限」(食衛法))を「賞味期限」に統一。

##### ・ 加工食品の原料原産地表示の大幅な拡大(4月28日)

- ① 産地を強調した表示について、誤認防止のための一般ルールを策定。当該産地が加工地を示すのか原材料の産地を示すのか不明確な表示を禁止。
- ② 加工食品の原料原産地表示についても、これまで個別に品目を指定してきたのを改め、全て原産地表示が義務づけられている生鮮食品と同様に、生鮮食品に近い加工食品を義務表示対象として横断的に網羅。乾燥した野菜や塩蔵した魚介類など、20の加工食品群が対象。

##### ・ 畜産物の原産地表示の見直し(4月28日)

- ① 外国から生きたまま輸入し、国内でと畜して生産した畜産物の原産地表示の特例(いわゆる3ヶ月ルール)を廃止。
- ② 産地銘柄を冠した畜産物について、銘柄に記載された地名が属する都道府県と最も長く飼養した都道府県が異なる場合は、産地銘柄名のほか、最も長く飼養した都道府県名などを表示。

消費者のニーズを踏まえ、新たなJAS規格を順次制定、検討しました。

・ 生産情報公表JAS規格については、牛肉の規格を12月1日から施行。豚肉の規格を6月25日に告示し、7月25日に施行予定。農産物の規格は16年度中の制定を目指して検討中。

・ 有機畜産物・有機飼料のJAS規格については、16年中の制定を目指して検討中。

#### ○ 監視の徹底

職員約2,000名体制により食品表示に関する調査を行い、不正表示が発見された場合は、JAS法に基づく指示、公表も含めて厳正に対処しました。日常的な監視業務として行う食品表示の一般調査(15年度は生鮮食品33,742店舗、有機農産物2,757店舗、精米459業者、加工食品5,135商品などを実施)のほか、うなぎ加工品、新米、和牛など、消費者の特に関心の高い品目については、特別調査を実施しました。

また、「食品表示110番」、「食品表示ウォッチャー」により、消費者の方々の協力を得た監視体制を充実させました。

- ・ うなぎ加工品の原料原産地表示については、125小売店舗と8加工業者で不適正な表示を確認し、指導。このうち、誤表示が長期化していた1小売業者と、同様の違反が判明した1小売業者に対しては、JAS法に基づく指示を発出し、公表(10月24日)。
- ・ 新米の品質表示について、精米製品のうち4.5%(のべ1,656点)に不適正な表示を確認し、指導。また、DNA分析による品種判別を行った598点のうち異品種混入の疑いのある反応があった製品(8.4%、50点)、新鮮度判定を行った996点のうち古米混入の可能性のある反応があった製品(1.4%、14点)について、販売業者や精米業者に発生原因があった場合は、JAS法に基づく指示などの措置を講じ、公表(3月26日)。
- ・ 「和牛」表示について、牛肉表示のうち1.2%(37店舗)に義務表示事項の欠落が認められ、指導。また、仕入伝票の点検などの表示根拠調査により、13店舗(0.4%)で不適正な原産地表示が認められ、任意調査を含む計14店舗(0.5%)で不適正な「黒毛和牛」などの表示を確認。事実確認のうえ、内容に応じてJAS法に基づく指示を発出し、公表(6月22日)。
- ・ 「食品表示110番」(広く国民からの食品表示について情報提供などを受け付けるためのホットライン)に対応する都道府県の食品表示指導員への支援を強化。また、日常の買い物の中で食品表示の状況を点検する「食品表示ウォッチャー」を平成15年度は約3,800人に増強。

## 2 トレーサビリティシステムの確立

### ○ 牛肉

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の施行を的確にすすめるため、牛の飼養者など管理者による届出をすすめるとともに、関係者への説明会やパンフレットなどにより制度の周知を図りました。同法のうち生産・と畜段階については12月1日に施行され、耳標の装着と出生などの届出が義務づけられました。

- ・ 生産段階の施行(平成15年12月1日)を踏まえ、管理者による既存牛の届出、地方農政事務所による既存牛の届出内容のチェック及び個体識別台帳への入力、(独)家畜改良センターによる個体識別台帳の整備及び公開などを実施。
- ・ 流通段階の施行(平成16年12月1日)に向け、食肉小売店などの販売業者、特定料理提供業者などに対し、ダイレクトメールや詳細な冊子の配布などにより制度を周知。

### ○ 食品一般

食品へのトレーサビリティシステムの導入を促進するため、システム開発・実証試験や情報関連機器の整備に対する助成を行いました。また、「トレーサビリティ地域フォーラム」の開催(計9回)などを通じて、トレーサビリティに関する普及啓発活動をすすめました。

- ・ トレーサビリティシステム開発・実証事業について、「ユビキタスID技術を用いた青果物のシステム」、「鶏卵個々に識別コードを直接印字するシステム」など、15年度の12課題の公開実証試験を実施(1~3月)。また、16年度については、「ユビキタスID技術を用いた、統合型食品トレーサビリティシステムの開発実証」など3課題を採択(6月28日)。
- ・ トレーサビリティシステムを効果的かつ効率的にすすめていくため、「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方」を取りまとめ(3月25日)。

### 3 消費者などとのリスクコミュニケーションの推進

「大臣と消費者等との定例懇談会」を開催するとともに、地方段階においても、地方農政局ごとに懇談会を随時開催しました。また、個別テーマごとのリスクコミュニケーションを順次開催するとともに、電子メールやインターネットを活用した情報提供をすすめました。

- ・ 農林水産省におけるリスクコミュニケーションなどをテーマに、「大臣と消費者等との定例懇談会」を3回にわたって開催。
- ・ 消費者・生産者・事業者などの関係者の懸念や意見を施策に反映するため、「食品に関するリスクコミュニケーション」を実施(残留農薬、家畜に使用する抗菌性物質、汚染物質の国際的リスク管理手法、食品表示、トレーサビリティ、カドミウム、GAP(適正農業規範)、鳥インフルエンザワクチン、OIEにおけるBSEルールの改正、魚食と健康など、計12テーマ14回)。
- ・ この他、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の3府省主催により、各地域において、食品の安全性に関する意見交換会を開催(計27回)。
- ・ 農林水産省をはじめ、食品安全委員会や厚生労働省の食の安全・安心に関する情報について、毎日、迅速に一覧できるよう、電子メール「食の安全・安心トピックス」により情報を提供。配信数:8,848通(6月30日現在)。
- ・ (独)農林水産消費技術センターに「食の安全・安心情報交流ひろば」を設置し(7月1日)、インターネットを活用して食の安全・安心情報を提供。

### 4 食育の推進

国民1人1人が自らの「食」について考え、判断する能力を養う「食育」を全国及び地域段階ですすすめました。全国的な取組として、1月には「食を考える月間」として、「食」に関するさまざまなイベントなどを通じて、集中的な普及啓発が行われました。また、地域段階においても、「食育推進ボランティア」や学校給食の活用をはじめとした、さまざまな普及啓発活動をすすめました。

- ・ 食生活や食の安全・安心について体験型の総合展示を行う「ニッポン食育フェア」(1月17日～18日)、「安心できる食を目指して」をテーマに関係者が意見交換する「食を考える国民フォーラム」を開催(1月23日)。
- ・ 地域シンポジウムを開催(各都道府県段階で実施、計12ヶ所)。